

(新)大気環境常時監視リファレンスセンター(仮称)整備事業
50百万円(0百万円)

水・大気環境局大気環境課

1. 事業の概要

大防法第22条に基づき地方自治体が行う大気環境モニタリングは、法定受託事務であり、得られるデータは、大気環境行政施策を展開していく上で根幹となる極めて重要なものである。しかしながら、

地方財政の逼迫、団塊世代の大量退職による豊富な経験や技術の喪失及び業務の外注化等により、測定機器の維持管理や分析・校正等の技術的問題への適切な対応が困難となってきた。

規制対象となる大気汚染物質の増加に伴い、必要とされる情報も幅広くなってきたことから、適切かつ効率的に環境モニタリング調査を行うとともに、国として迅速に情報収集が行えるシステムが必要である。

越境汚染等対策を検討する上で、国際的なデータ比較が行えるように我が国の精度管理体制の向上を図る必要がある。

等の問題が生じている。

このため、都道府県等が設置する大気環境常時監視測定局の基幹となる「大気環境常時監視リファレンスセンター(仮称)」を設置し、標準機による測定機器の校正、測定機器の比較や性能試験及び調査研究の実施など、大気環境常時監視に係る精度管理や人材育成のために必要な事業を実施する。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 2	H 2 3	H 2 4
リファレンスセンター指定及び体制整備	→	→	
精度管理、性能試験、調査研究等実施		→	→

3. 施策の効果

国際的にも信頼性の高い大気環境常時監視体制を構築・維持することにより、大気環境行政施策の根幹となる大気環境モニタリングの適切な実施とともに、豊富な技術と経験を持つ、退職期を迎えた人材の再雇用、若い世代への技術の伝承、アジア諸国への技術移転が図られる。

「緑と経済の社会の変革」より

大気環境常時監視リファレンスセンター(仮称)整備事業

近年の状況変化

- ・規制対象物質の増加
- ・国際的なデータ比較の必要性

大気環境監視体制の脆弱化
データの信頼性低下
技術力の低下

より高度な測定精度が必要
体系だった精度管理が必要

自治体

- ・予算減少、人員の削減
- ・大量退職(2007年問題)
- ・業務の外注化

大気環境常時監視リファレンスセンター(仮称)の設置

- ・技術・経験の伝承
- ・精度管理体制の確立(標準機の維持管理、性能調査設備の確保、調査研究等)

退職期の団塊世代

自治体職員、測定機器メーカー等OB

適正な大気環境監視

豊富な技術と経験を持つ人材の再雇用

若い世代への技術の伝承

アジア諸国への技術移転